

## 送付物一覧

下記の書類をお送りいたします。書類の不足・不鮮明等ございましたら、お手数ですが事務室（Tel0480-34-3381）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請について（ご案内） ..... 両面 1 枚
2. 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金のお知らせリーフレット ..... 二つ折 1 部
3. 令和 5 年度奨学のための給付金受給申請意思確認書／  
（裏面）～申請書提出前チェックリスト～ ..... **全員提出書類** 両面 1 枚
4. 記入上の注意 ..... 両面 1 枚
5. 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金  
受給申請書 様式第 1 号【記入例】 ..... 両面 1 枚
6. 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金  
受給申請書 様式第 1 号 ..... **申請者提出書類** 両面 1 枚
7. 委任状（様式第 8 号） ..... **申請者提出書類** 片面 1 枚
8. 個人番号カード等(写)貼付台紙【記入例】 ..... 片面 1 枚
9. 個人番号カード等(写)貼付台紙 ..... **申請者提出書類** 片面 1 枚
10. 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第 1 1 号）  
..... **申請者提出書類**(生活保護世帯のみ) 片面 1 枚
11. 健康保険証(写)貼付台紙 ..... **申請者提出書類**(兄弟姉妹がいる世帯のみ) 片面 1 枚
12. 扶養誓約書 ..... **申請者提出書類**(国民健康保険加入者のみ) 片面 1 枚
13. 提出用封筒 ..... 長 3 封筒

**受給申請意思確認書は該当・不該当にかかわらず提出が必要です**

以上



令和 5 年 7 月 吉日

保 護 者 様

昌平高等学校 事務室

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請について（ご案内）

この度埼玉県より「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金」受給申請について案内がありましたのでお送りいたします。

今回埼玉県在住で該当の可能性があるご家庭のみにお送りしております。つきましては、今回送付しましたご家庭は**該当・不該当にかかわらず、すべての方が「受給申請意思確認書」の提出が必要です**。同封資料をご確認いただき、期日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 支給対象

#### A 令和 5 年 7 月 1 日時点で以下の要件をすべて満たしている方

- (ア) 保護者全員について、令和 5 年度の道府県住民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0 円）又は生活保護（生業扶助）受給世帯
- (イ) 保護者が埼玉県内に住所を有している
- (ウ) 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格を有している

#### B 以下の要件をすべて満たしている方(家計急変世帯)

……提出前に事務室までご連絡ください。必要書類をご案内します。

- (ア) 令和 5 年 7 月 1 日時点で生活保護（生業扶助）を受けていない世帯
- (イ) 令和 5 年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が課されている世帯
- (ウ) 家計が急変(廃業/失職・死亡/離婚・休業等)したことにより、令和 6 年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税に相当すると認められる世帯  
【非課税相当の目安】2人世帯：年収約 204 万円未満/3人世帯：年収約 221 万円未満

※ 昌平スカラシップ奨学生で、授業料等が実質 0 円になる場合でも対象となります。

### 2. 給付金額

生活保護(生業扶助)受給世帯 .....	52,600 円
第一子区分 .....	137,600 円
第二子以降区分 .....	152,000 円

※ 7 月 1 日までに家計が急変した場合は、該当区分の年額を支給します。7 月 2 日以降に家計が急変した場合は、該当区分の給付年額が月割りとなります。

《裏面につづく》

### 3. 提出書類

書類	生活保護世帯	非課税世帯	家計急変世帯
受給申請意思確認書	○	○	○
様式第1号 受給申請書	○	○	○
様式第8号 委任状	○	○	○
様式第11号 生業扶助 (高等学校等就学費)受給証明書	○	—	—
世帯全員の住民票 (続柄記載・マイナンバー記載なし)	△ 埼玉県父母負担軽減事業補助金で ▶提出したものから変更なし→不要/変更あり→必要 ▶提出(申請)していない場合は提出必要		
保護者全員の個人番号カード (写)等貼付台紙	—	<b>【今回提出不要な方】</b> ▶就学支援金の申請で個人番号カードを使用して税情報を取得した ▶本校在学中に個人番号カードの写しを紙で提出した <b>【上記に該当する方を除く、今回提出が必要な方】</b> ▶就学支援金の申請で個人番号を直接入力した ▶就学支援金を申請していない(家計急変世帯)	
兄弟姉妹の健康保険証(写)貼付台紙※ または 扶養誓約書(国民健康保険加入者)	—	△ 申請対象生徒の 兄弟姉妹のもの	△ 扶養親族のもの
その他	—	—	個別にご案内しますので、 事前に事務室までご連絡 ください。

### 4. 提出期間・提出先・お問合せ先

【提出期日】 **令和5年7月25日(火)** (学校休業日：日曜・休業土曜・休日を除く)

【提出先】 昌平高等学校 事務室窓口 (生徒持参/郵送可)

窓口受付時間……平日 8:20～16:35/土曜 8:20～13:20

※ 郵送で提出される場合につきましては、特定記録郵便(またはレターパックライト)でお送りください。引き受け番号が発行され、配達記録が残ります。

※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期限までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、申請できません。

※ 家計急変世帯については令和6年1～2月頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は速やかに申請してください。

### 5. その他

◇ 学校が知り得た個人情報、本事業(埼玉県に提出)以外には使用いたしません。

令和5年度奨学のための給付金受給申請意思確認書

この書類は奨学のための給付金の支給対象者が提出する必要があります。

昌平高等学校長 城川 雅士 様

令和 年 月 日

※太枠内は生徒が記入せず、保護者が記入すること

学年・クラス・番号 ( 年 組 番)			連絡先	
ふりがな			保護者の携帯電話番号 (生徒との続柄 )	
生徒氏名	姓	名		
ふりがな			住所	
保護者氏名	姓	名	埼玉県	

以下の奨学のための給付金について今年度受給申請を行うか否かを御記入ください。

奨学のための給付金

該当するものに☑を付けてください。

<input type="checkbox"/>	申請します	奨学のための給付金の受給申請を行います。 ※ 保護者が埼玉県外に住所を有している場合は 学校への申請はできません。居住地の都道府県へ お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	申請しません	奨学のための給付金の受給申請を行いません。
※ 申請しない理由 (複数可)	<input type="checkbox"/> 所得要件を満たさない(保護者全員の市町村民税所得割と道 府県民税所得割が非課税(0円)ではない)ため	
	<input type="checkbox"/> 令和5年7月1日時点での住民票住所が埼玉県外のため	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

## ～申請書提出前チェックリスト～

提出前にもう一度御確認ください。

記入漏れ等の不備がある場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

### ◎ 非課税世帯・生活保護(生業扶助を受給している)世帯・家計急変世帯共通チェック項目

- 申請書の申請日は、基準日の令和5年7月1日より後の申請日になっていますか。
- 申請書表面の冒頭4点を確認し、□に全てチェック(レ印)が入っていますか。
- 申請者の連絡先(住所や連絡先)に誤りや記入漏れはありませんか。  
(申請後に変更になった場合、必ず下記連絡先に連絡してください。)
- 申請書表面の下側の受給回数に関する質問を確認の上、該当する場合はチェック(レ印)が入っていますか。
- 申請書裏面の該当する□全てにチェック(レ印)が入っていますか。  
(該当するか不明な場合や、内容が不明な場合は下記連絡先にお問い合わせください。)
- 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)を添付していますか。
- 住民票の発行年月日は令和5年7月1日よりも後ですか。  
(父母負担軽減事業補助金において提出済みの場合はそのコピーで可。  
令和5年7月1日時点で住所に変更がない場合は、発行年月日が令和5年6月30日以前でも可。)

### ○ 非課税世帯チェック項目

- 保護者等全員の個人番号カードの写し等が添付されていますか。  
(高等学校等就学支援金の手続きのために書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得した場合は不要。)
- 対象の高校生以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、当該兄弟姉妹の保険証の写しが添付されていますか。(通信制高等学校を除く。)  
※健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。  
※国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書も御提出ください。

### ○ 生活保護(生業扶助受給世帯)

- 生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書が添付されていますか。
- 生業扶助受給証明書又は生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書の発行年月日は令和5年7月1日よりも後ですか。

### ○ 家計急変世帯チェック項目

- 保護者等全員の個人番号カードの写し等が添付されていますか。  
(高等学校等就学支援金の手続きのために書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得した場合は不要。)
  - 扶養親族全員の健康保険証の写しが添付されていますか。  
※健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等の記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。  
※国民健康保険に加入している場合は、扶養誓約書も御提出ください。
  - 急変後の所得を証明する書類として、勤務先作成の年間給与見込や確定申告書の写し等が添付されておりますか。
  - 急変事由を証明する書類として、離職票や戸籍謄本等が添付されていますか。
  - 家計急変事由調査票が添付されていますか。
- ※ 家計急変世帯の提出書類の詳細については、別表2(家計急変世帯用)を御確認ください。

問い合わせ先 埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当 TEL: 048-830-2725
---

## 記入上の注意

【（早期給付申請・一般申請）について、当てはまる方に○をつけてください。】

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください（基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外）。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日（早期給付の場合は4月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)①は、高等学校等就学支援金の手続きのため、書面で保護者全員分の個人番号カードの写し等を提出している又はオンライン申請システムで、個人番号カードを使用して収入状況を取得した場合に該当します。
- ニ (2)③に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
  - (2)③の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合に該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑥又は⑦（又は(3)）のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ (2)②、④又は⑤に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（個人番号カードの写し等）を添付してください。
- ヘ 生計維持者とは、
  - (1) 生徒に保護者等がいる場合  
当該者としてします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
  - (2) 生徒に保護者等がない場合又は生徒が以下の①～④に掲げる者である場合  
当該生徒又は保護者等に代わり生計を維持する者がいる場合、当該者としてします。
    - ①満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
    - ②満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
    - ③満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
    - ④そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ト (2) ⑥又は⑦に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類(個人番号カードの写し等)を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

チ 家計急変世帯で申請後に年収見込額に変更があった場合、その旨申し出てください。

### 留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ロ 奨学のための給付金の受給可能回数は、全日制高等学校等に通う場合は通算3回、定時制・通信制高等学校等に通う場合は通算4回、高等学校等専攻科に通う場合は2回(高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)までです。これを超えての受給はできません。(早期給付分は除く)
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ホ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、県内の学校に在学している方は学校に、県外の学校に在学している方は埼玉県総務部学事課に速やかに連絡してください。
- ヘ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

令和5年7月10日

(宛先) 埼玉県知事 大野 元裕 様

記入例

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

(早期給付申請 一般申請)

内容を確認の上、4つ全てレ印を付けてください。

次の4点を確認の上、□にレ印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
この申請書に虚偽の記載があった場合は、埼玉県の求めに従いその全額を即時返還します。
私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支弁対象ではありません。

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第5条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所等(保護者等) さいたま市浦和区高砂3-15-1 コーポ学事301号室
申請者氏名(保護者等) 昌平 太郎
高校生との関係 親権者 未成年後見人である里親 未成年後見人 主たる生計維持者 生徒本人 その他

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

申請者(保護者等)は基準日時点で埼玉県内に住所を有しています。
今年度、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)の早期給付を申請しています/申請していません

【対象となる高校生等について】

氏名 昌平 二郎 生年月日 昭和 〇〇 年 〇月 ×日
現在在学する学校 学校名 私立 昌平高等学校
学校の種類・課程・学科( )
在学期間: 令和5年4月1日 ~ 年 月 日
学校所在地 埼玉 都道府県 北葛飾郡杉戸 市区町村 下野 85
学校設置者の名称 学校法人 昌平学園
過去の高等学校等における在学期間(卒業・退学・転学等したことがある場合は、過去に籍していた高校等について記入)

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

生徒は基準日時点で高等学校等就学支援金(学び直し支援金含む)の受給資格を有しています。
今年度、本申請を行い給付金を受給しても、上記の受給上限回数を超えません。

※ 申請書は裏面もあります。裏面も忘れずに記入してください。

【扶養親族等の状況について】（非課税世帯・家計急変世帯は記入してください。）

続柄	氏名	生年月日	職業、学校名・学年	課程	備考
兄	昌平 一郎	平成□年×月△日	アルバイト	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
姉	昌平 彩子	平成□年×月△日	埼玉県立××高校3年	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

生活保護(生業扶助)を受給していない世帯(非課税世帯・家計急変世帯)は内容を確認の上、記入・□にし印を付けてください。  
該当する扶養親族(生徒の兄弟姉妹)がない場合は不要です。

「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。  
※本人(対象となる高校生等)から見た兄弟姉妹について記入してください。

次の2点の内容について確認の上、該当する場合は□にし印を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 基準日現在	生活保護(生業扶助)を受給していない世帯(非課税世帯・家計急変世帯)は必ずし印を付けてください。	受給していません。
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯		

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にし印を付けてください。）

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/> 様式等 学校等	生活保護(生業扶助)受給世帯は必ずし印を付けてください。	法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
-------------------------------------	------------------------------	--

(2) 次の者の個人番号カードの写し等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	保護者等全員分の個人番号カードの写し等を高等学校等就学支援金の手続きのため書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得したため省略する。 ※奨学のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
②	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ※高等... 場合は... 該当する□にし印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 就学支援金オンライン申請システムe-Shienにおいて ●個人番号カードを使用し自己情報を取得→① ●個人番号12桁を直接入力 →②(ひとり親は③)または⑤(ひとり親は⑥)にし印した上で、 個人番号カード等(写)貼付台紙を提出
④	<input type="checkbox"/>	未成年親権者 または本校在学中に ●個人番号カード等(写)貼付台紙を提出したことがある→①
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ※在学期間中に生徒本人が成人年齢に達した場合でも、 成人以前の保護者等(親権者)が引き続き主たる生計維持者として扱われます。
⑥	<input type="checkbox"/>	親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑦	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(2)の⑦に該当する場合 び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 等	家計急変世帯として申請される場合、 提出する書類にし印を付けてください。
--------------------------	---	---

【家計急変後の所得を証明する書類について】（該当する□にし印をつけてください）

<input type="checkbox"/> 勤務先作成の給与見込	<input type="checkbox"/> 直近3か月分の給与明細書又は収支等が確認できる帳簿の写し
<input type="checkbox"/> 申請年分の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/> その他( )

※ 県外生の方は、次の振込口座届も忘れずに記入してください。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書  
(早期給付申請・一般申請)

次の4点を確認の上、□にレ印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。  
 この申請書に虚偽の記載があった場合は、埼玉県の求めに従いその全額を即時返還します。  
 私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。  
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第5条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所等 (保護者等)	〒	ふりがな			
		申請者氏名 (保護者等)			
	Ⅲ(自宅)	- -	高校生との 関係	<input type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親
	Ⅲ(携帯)	- -		<input type="checkbox"/> 未成年後見人	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者
※連絡のとれる電話番号を記入すること。		<input type="checkbox"/> 生徒本人		<input type="checkbox"/> その他【 】	

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	申請者（保護者等）は基準日時点で埼玉県内に住所を有しています。
今年度、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の早期給付を	<input type="checkbox"/> 申請しています <input type="checkbox"/> 申請していません

## 【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
氏名						
現在 在学 する 学校	学校名	学校名：私立 昌平高等学校				
	学校の種類・課程・学科	（別紙）記入上の注意の①～⑯から選択してください）：①高等学校(全日制)				
	在学期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	休学期間（休学許可を受けている場合） 年 月 日 ~ 年 月 日			
	学校の所在地	埼玉 都道 北葛飾郡杉戸 市区 下野 851				
学校設置者の名称	学校法人 昌平学園					
過去の高等学校等 における在学期間 (卒業・退学・転学 等したことがある場 合は、過去に籍して いた高校等のこと について記入)	学校名	立	年 月 日	から	学校の種類・課程・学科 (別紙の①～⑯から選択)	左記学校で給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明
			年 月 日	まで		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		立	年 月 日	から	学校の種類・課程・学科 (別紙の①～⑯から選択)	左記学校で給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明
			年 月 日	まで		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

以下を確認の上、該当する場合には□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	生徒は基準日時点で高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有しています。
奨学のための給付金は、全日制の高等学校等に通う高校生等一人につき通算3回、定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等一人につき通算4回、高等学校等専攻科に通う高校生等一人につき通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）が受給の上限です（早期給付分は除く）。以下を確認の上、該当する場合は□にレ印を付けてください。	
<input type="checkbox"/>	今年度、本申請を行い給付金を受給しても、上記の受給上限回数を超えません。

※ 申請書は裏面もあります。裏面も忘れずに記入してください。

**【扶養親族等の状況について】**（非課税世帯・家計急変世帯は記入してください。）

続柄	氏名	生年月日	職業、学校名・学年	課程	備考
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。  
 ※本人（対象となる高校生等）から見た兄弟姉妹について記入してください。

次の2点の内容について確認の上、該当する場合は□にレ印を付けてください。

- 基準日現在、私が主として上記の者を扶養しています。
- 私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。

**【保護者等の収入の状況について】**（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

- 様式第11号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」  
 ※基準日現在に生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の個人番号カードの写し等を提出します。

- ①  保護者等全員分の個人番号カードの写し等を高等学校等就学支援金の手続きのため書面で提出している、又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して税情報を取得したため省略する。  
 ※奨学のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
- ②  親権者（両親）2名分  
 ※高等学校等就学支援金のオンライン申請システムで、個人番号を申請画面に直接入力した場合は、奨学のための給付金の申請に個人番号カードの写しの提出が必要です。
- ③  親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）  
 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、  
 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の一方の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等  
 ※親権者の一方が海外赴任等で申請年度の課税状況が証明できない場合は、支給対象外。
- ④  未成年後見人（ ）名分  
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）  
 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ⑤  生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分  
 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑥  主たる生計維持者1名分  
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑦  生徒本人  
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等を提出しません。

- 所得確認の対象が生徒本人（(2)の⑦に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

**【家計急変後の所得を証明する書類について】**（該当する□にレ印をつけてください）

- 勤務先作成の給与見込       直近3か月分の給与明細書又は収支等が確認できる帳簿の写し  
 申請年分の確定申告書の写し       その他（ ）

**※ 県外生の方は、次の振込口座届も忘れずに記入してください。**

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 様

### 委任状

私が支給を受ける埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金については、在籍する私立学校の設置者にその受領を委任します。

また、支給される給付金の一部又は全部について、在籍する私立学校の徴収金等に充てることについて了承します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (署名)	



記入例

個人番号カード (写) 貼付台紙

下記の利用目的のため、保護者等の個人番号を 2 名

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金の審査のため

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、必

住民票や本人確認書類(運転免許証等)は、この台紙には貼り付けないでください。
なお、申請書裏面【保護者等の収入の状況について】(2)で②～⑦にレ印した方のみご提出ください。

Table with school information: 昌平高等学校, 全日制 普通科, さいたま たろう, 埼玉 太郎, 1年 1組 1番 (学籍番号 12345)

Form for student information: さいたま 一郎, 0987-6543-2109, 1979年6月30日, 親権者(父)

通知カード: 個人番号 0987 6543 2109, 氏名 埼玉 一郎, 昭和54年6月30日生 性別 男, 発行日 平成27年10月 NN日

マイナンバー: 転入 ○○県□□市△△

Form for student information: はなこ 花子, 1234-5678-9012, 氏名及び住所の変更手続きを行った場合は、その変更部分が分かるようにカードの裏面等も併せて貼り付けてください。

通知カード: 個人番号 1234 5678 9012, 氏名 埼玉 花子, 昭和53年5月19日生

個人番号カード: 氏名 埼玉 花子, 住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号, 昭和53年5月19日生 2025年 3月31日まで有効

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



## 個人番号カード（写）等貼付台紙

下記の利用目的のため、保護者等の個人番号を  名分提出します。

記

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金の審査のため

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、必要事項を記載してください。  
マイナンバーを1度提出すれば、在学期間中は再度の提出は不要です。

学校	名称	昌平高等学校												
	種類・課程・学科等	全日制 普通科												
生徒	ふりがな													
	氏名													
	学年・クラス・出席番号等	年 組 番 (学籍番号)												
保護者等	私は、上記利用目的に定める事務処理のために限って、在学期間中地方税関係情報等を取得することに同意します。													
	ふりがな	姓	名											
	氏名 (自署)													
	個人番号													
	生年月日	西暦												
	生徒との続柄	親権者 ( 父 ・ 母 ) その他 ( )												
	住所 (市区町村まで)	※その年の1月1日現在の市区町村までの住所 (申請又は届出を行う月が4～6月の場合は、その前年の1月1日現在の住所。日本国内に住所を有していない場合は、□にレ印を付けてください。)												
	都 道 市 区 府 県 町 村													
	□ 日本国内に住所を有していない。													
保護者等	私は、上記利用目的に定める事務処理のために限って、在学期間中地方税関係情報等を取得することに同意します。													
	ふりがな	姓	名											
	氏名 (自署)													
	個人番号													
	生年月日	西暦												
	生徒との続柄	親権者 ( 父 ・ 母 ) その他 ( )												
	住所	※その年の1月1日現在の市区町村までの住所 (申請又は届出を行う月が4～6月の場合は、その前年の1月1日現在の住所。日本国内に住所を有していない場合は、□にレ印を付けてください。)												
	都 道 市 区 府 県 町 村													
	□ 日本国内に住所を有していない。													

●個人番号カード（裏面）  
●通知カード（表面）

の写しを、個人番号が記載されている面を貼り付けてください。

\* 剥がれないように全面を糊付けしてください。  
\* 氏名及び住所等に変更があり、変更を行った場合は、その変更が分かる部分を併せて貼り付けてください。なお、通知カードの写しを貼付した場合、変更手続きを行っていないものは有効な書類として認められませんのでご注意ください。(個人番号カード(写真付きのカード)の写しを貼付した場合、変更手続きを行っていない場合は、変更前のもので構いませんが、申請後に内容を確認させていただきます。) ※個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票等をこの台紙と併せて提出してください。

●個人番号カード（裏面）  
●通知カード（表面）

の写しを、個人番号が記載されている面を貼り付けてください。

備考

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による  
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 5 年 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）  
第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
証明書の使用目的			
備考			



健康保険証(写)貼付台紙

15歳以上(中学生を除く)23歳未満で保護者に扶養されている兄弟姉妹(平成12年7月3日～平成20年7月2日生)がいる場合、コピーしたものをこの台紙に貼り付けてください。

国民健康保険の場合は、保険証上扶養関係が確認できないため、別紙「扶養誓約書」をご記入・提出してください。

《提出上の注意》

保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(黒塗り)を行った上で提出をお願いします。被保険者証によっては枝番やQRコードを記載している場合がありますが、同様にマスキング(黒塗り)が必要です。なお、それ以外の氏名・生年月日・性別・認定年月日・被保険者氏名・保険者名称等の記載が隠れないようご注意ください。

健康保険 家族(被扶養者)

被保険者証

令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

記号 [ ] 番号 [ ] (枝番) [ ]

氏名 昌平 太郎  
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男  
認定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
被保険者氏名 昌平 一郎

保険者所在地 埼玉県〇〇市〇〇1-2-3

保険者番号 [ ] QRコード [ ]

保険者名称 〇〇〇〇健康保険組合〇〇支部 印  
Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

《埼玉県私立高校生等奨学のための給付金》

## 扶養誓約書

※当該生徒に兄弟姉妹がおり、申請者(保護者等)が国民健康保険に加入している場合は本紙も提出してください。  
※申請者が社会保険(健康保険)に加入している場合は、本紙の代わりに兄弟姉妹の健康保険証の写しを提出してください。

令和5年7月1日現在、私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	〒 —
ふりがな 扶養者氏名 (保護者等)	

ふりがな 被扶養者氏名	

